

防地施（事）第169号  
28.4.1

各地方防衛局長 殿

事務次官  
(公印省略)

イーズメント使用料の算定について（通達）

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、イーズメント使用料の算定について（施本第1387号（CFQ）。平成19年8月30日）は、廃止する。

添付書類：別紙

## 第1 総則

### 1 趣旨

本通達は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊（以下「駐留軍」という。）に提供するイーズメントの対象の民公有の土地等を、国が使用し、又は賃借する場合の使用料又は賃借料（以下「使用料等」という。）の算定について定めるものとする。

### 2 定義

本通達において「賃借料相当額」とは、別に定めるところにより算定した賃借料に相当する額をいう。

## 第2 使用料等の算定

### 1 通行イーズメントの対象の土地等の使用料等

#### (1) 道路及びその敷地

ア 通行イーズメントの対象の道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路以外の道路（敷地を除く。）の賃借料は、その道路の賃借料相当額とする。

イ アの道路の敷地の賃借料は、その土地の賃借料相当額とする。

ウ アの道路及びその敷地の使用料は、ア及びイに定める額に駐留軍の使用に係る使用率を乗じて得た額とする。

#### (2) 軌道及びその敷地

ア 通行イーズメントの対象の軌道（敷地を除き、附帯設備を含む。）の賃借料は、その軌道の賃借料相当額とする。

イ アの軌道の敷地の賃借料は、その土地の賃借料相当額とする。

ウ アの軌道及びその敷地の使用料は、ア及びイに定める額に駐留軍の使用に係る使用率を乗じて得た額とする。

### 2 送水及び送油イーズメントの対象の土地等の使用料等

(1) 送水及び送油イーズメントの対象の送水又は送油のための工作物（地下埋設物を除く。）の賃借料は、その工作物の賃借料相当額とする。

(2) 前号の工作物の用地の賃借料は、その土地の賃借料相当額とする。

(3) 第1号の工作物及びその用地の使用料は、前2号に定める額に駐留軍の使用に係る使用率を乗じて得た額とする。

### 3 地下埋設イーズメントの対象の土地等の使用料

(1) 地下埋設イーズメントの対象の地下埋設物の使用料は、その埋設物の賃借料相当額とする。

(2) 前号の地下埋設物の用地の使用料は、その土地の賃借料相当額とする。ただし、宅地については、その土地の賃借料相当額に、土地の使用の阻害の程

度に応じて定めた100分の10を下らない割合（土地の使用が阻害されないときは、100分の10）を乗じて得た額とする。

#### 4 電気及び通信イーズメントの対象の土地の使用料

##### (1) 電柱等の敷地

電気及び通信イーズメントの対象の電力線又は電信電話線を架設する電柱、その支持物等の敷地の使用料は、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者（小売電気事業者を除く。以下「電気事業者」という。）、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第120条第1項に規定する認定電気通信事業者（以下「認定電気通信事業者」という。）又は地方公共団体の定める使用料に準じて算定した額とする。

##### (2) 線下土地

電気及び通信イーズメントの対象の35,000ボルト以上の高圧線を架設した場合のその高圧線の下土地の使用料は、その高圧線の外側線から水平距離でそれぞれ外側へ3メートルまでの地域について、その土地の種類に応じ、次のアからエまでに定める額とする。

ア 宅地 その土地の賃借料相当額に100分の80を乗じて得た額

イ 農地 その土地の賃借料相当額

ウ 山林 その土地の賃借料相当額に、山林経営の阻害の程度に応じて定めた100分の50を下らない割合（山林経営が阻害されないときは、100分の50）を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる土地以外の土地 その土地の賃借料相当額に、土地の使用の阻害の程度に応じて定めた100分の50を下らない割合（土地の使用が阻害されないときは、100分の50）を乗じて得た額

##### (3) 緩衝地

電気及び通信施設に隣接する土地又は近傍の土地をその施設の緩衝地域として使用する場合の土地の使用料は、前号アからエまでに定めるところに準じて算定した額とする。ただし、宅地については、その土地の賃借料相当額に、土地の使用の阻害の程度に応じて定めた100分の10を下らない割合（土地の使用が阻害されないときは、100分の10）を乗じて得た額とする。

#### 5 既設物添加イーズメントの対象の工作物の使用料

送電、通信、送水、送油等の目的のための工作物（附帯設備を含む。）を橋その他の既設工作物に添加する場合のその既設工作物の使用料は、電気事業者、認定電気通信事業者又は地方公共団体の定める使用料に準じて算定した額とする。

### 第3 補正

第2に定めるところにより算定した使用料等は、近傍類似の土地等の地代等

を考慮して適正に補正しなければならない。

#### 第4 協議

地方防衛局長及び地方防衛支局長（長崎防衛支局長を除く。）は、特殊異例なもの又は地方協力局長が個別に指定する事案の処理については、地方協力局長に協議しなければならない。